

議会だより



〔表紙写真〕 NHK 民謡をたずねて
公開録音の様子

4月10日(日) せたな町民ふれあいプラザで「NHK 民謡をたずねて」の公開録音が行われました。

この日、多くの町民の方が集まり会場は大いに盛り上がりました。

普段、なかなか生では民謡を聞くことがないのでとても新鮮でした。

第1回定例会 P 2～6

一般質問 P 7～14

委員会レポート P 14～15

臨時議会の審議結果 P 15

議会の動き・編集後記 P 16



平成 28 年第 1 回定例会が、3 月 2 日～14 日にわたって行われました。

新年度予算、条例の改正等の議案 55 件について審議し、いずれも原案のとおり可決しました。

審議された議案のあらましについては、次のとおりです

平成 28 年度予算

		平成 28 年度予算	平成 27 年度予算	前 年 比
一 般 会 計		82億6630万2千円	90億8059万5千円	8億1429万3千円 減
特 別 会 計	国民健康保険事業	17億6554万3千円	19億4047万9千円	1億7493万6千円 減
	後期高齢者医療	1億3379万円	1億3392万円	130万円 減
	介護保険事業	10億5603万9千円	10億6006万1千円	402万2千円 減
	介護サービス事業	4539万4千円	4151万1千円	388万3千円 増
	簡易水道事業	2億8861万8千円	5億7819万7千円	2億8957万9千円 減
	営農用水道等事業	2811万9千円	3422万円	610万1千円 減
	公共下水道事業	5億6329万7千円	7億2646万7千円	1億6317万円 減
	漁業集落排水事業	653万5千円	653万2千円	3千円 増
	風力発電事業	5504万5千円	5415万6千円	88万9千円 増
病院事業会計（収益的収入及び支出）		12億5697万9千円	13億3582万2千円	7884万3千円 減
病院事業会計（資本的収入及び支出）		5773万4千円	5586万8千円	186万6千円 増
合 計		135億2339万5千円	150億4782万8千円	15億2443万3千円 減

主な事業

・地域おこし企業人交流プログラム推進事業

概ね1年以上3年以内の期間で三大都市圏に勤務する大企業の社員を町職員として受け入れ、地方自治体と企業が協力して圏域の地方圏の人の流れの創出を目指す事業です。

・防犯灯LED化改修工事

町内会等が管理する従来型防犯灯をLED灯へ改修し、電気料金や維持管理費の負担軽減を図るものです。

・北渡島檜山4町地域連携推進協議会負担金

協議会を設置し、エリア内の資源を活用した食と観光を切り口とした取り組みによって、構成4町の経済の活性化を図るとともに、事業の実施を通じて域内人材の育成や民間事業者等による連携を促進し、域内ネットワークの構築を目指すものです。

・ふるさとウエディング奨励金

町内で結婚披露宴を開催した場合、招待数に応じて20～50万円の範囲で、経費から会費収入を除いた額の2分の1を奨励金として交付します。

・地域おこし協力隊報酬

地域おこし協力隊は、せたな観光協会に2人、せたな町社会福祉協議会に1人派遣されます。

・ナマコ栽培事業

ナマコ種苗生産の強化に向け、設備の改修や飼育資材・備品を整備し、健苗育成と増産を図るものです。

・新規就農者促進事業

担い手不足が懸念されている農業において、新規就農を目指す研修生の受け入れをするために、宿泊施設2カ所を整備及び研修受け入れ農家に対する補助金（6万円）を交付する事業です。



平成28年度一般会計予算に対して反対・賛成
討論が行われ賛成多数で可決されました

討 論

◎反対討論 石原 広務 議員

まち側が導入している指定管理者制度は2003年の地方自治法改正により創設された制度であります。創設後、総務省や、全国地方自治法関連の研究機関等で運用について調査、研究され課題・問題点が数多く露呈していると報告されています。

各自自治体の現状も、同床異夢、手探りの状態にあるゆえに、提案が必要とし価格競争に偏る危険もあることから、経費削減に関する配点が過大とならないよう留意すべき、指定管理の算定が指定管理制度導入イコールコスト削減でないことに留意すべきである等々の提言が出されています。まちが制度を導入するにあたり、改めて検証が必要であり、町長が認識の間違いを是正しなければ各事業者の人命

費や事業費に影響を与え、労働条件の悪化、サービスの低下を招くほか、高齢者や障害者施設にあつては利用者やその家族に不安を与えるなど、今後のまちづくりにかかせない観光政策においても、指定管理者のモチベーションの低下、働く方々や地域経済にも大きな影響を与えるものであります。

以上の理由により、28年度の予算案に反対の討論といたします。

◎賛成討論 平澤 等 議員

前年対比マイナスの9.0%、金額で8億1429万円減の総額82億6630万2千円は、普通交付税の合併算定替に伴う、やむない金額と認識致します。この中で財政健全化に向けた公債の純減として4億3780万7千円を見込める事は評価したいと思えます。

新事業に各総合支所の長寿

命化改修や町内防犯灯のLED化事業、農業では、新規就農者支援対策、水産では、秋さけ資源対策事業などを盛り込んだすべての事業の完遂を願うところであります。

新生せたな町から11年目を迎えて、行政組織改革やせたな町過疎地域自立促進市町村計画、せたな町人口ビジョン、せたな町創生総合戦略に基づき、理事者、職員が一体となつて、全町民の負託に応える町政執行を希望して賛成討論と致します。

条 例

◎町長等の給与に関する条例の一部改正

◎議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、本条例の一部を改正しました。

◎職員の給与に関する条例の一部改正

人事院勧告に基づく国家公

務員の給与改定に準じて、せたな町職員の給料月額表等の見直し及び地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、等級別基準職務表等を条例による規定に義務付けられたことから、本条例の一部を改正しました。

◎職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

学校教育法の一部を改正する法律の施行により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として制度化されたことから、本条例の一部を改正しました。

◎職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行により、人事評価制度の導入による人事管理の基礎としての活用が義務付けられたことから、本条例の一部を改正しました。

◎行政手続条例等の一部改正
行政不服審査法の施行に伴い、行政不服審査制度が改正され、条文との整合性を図るため、本条例の一部を改正しました。

◎手数料条例の一部改正
行政不服審査法の施行に伴い、行政不服審査制度が改正され、提出物の写し等を監査請求人へ交付する際の手数料を新たに規定するため、本条例の一部を改正しました。

◎行政組織条例の一部改正
総合的な行政サービスの提供と効率的な行政運営を図るため、本条例の一部を改正しました。

◎生活館条例の一部改正
老朽化した元浦共同作業所の代替施設として、旧梅花都小学校教員住宅を集会所として活用するため、本条例の一部を改正しました。

◎過疎地域自立促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部改正

◎過疎地域自立促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部改正

◎生活館条例の一部改正
老朽化した元浦共同作業所の代替施設として、旧梅花都小学校教員住宅を集会所として活用するため、本条例の一部を改正しました。

◎障害者グループホーム条例の一部改正
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により、介護保険法が改正されたことに伴う条文の整理及び電気料金の値上げ等に伴う利用者負担の適正化を図るため、本条例の一部を改正しました。

◎介護サービス条例の一部改正
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により、介護保険法の一部が改正され、改正後の介護保険法との整合性を図るため、本条例の一部を改正しました。

◎障害者グループホーム条例の一部改正
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により、介護保険法が改正されたことに伴う

◎生活館条例の一部改正
老朽化した元浦共同作業所の代替施設として、旧梅花都小学校教員住宅を集会所として活用するため、本条例の一部を改正しました。

◎障害者グループホーム条例の一部改正
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により、介護保険法が改正されたことに伴う

◎生活館条例の一部改正
老朽化した元浦共同作業所の代替施設として、旧梅花都小学校教員住宅を集会所として活用するため、本条例の一部を改正しました。

◎障害者グループホーム条例の一部改正
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により、介護保険法が改正されたことに伴う

◎体育施設条例の一部改正

◎過疎地域自立促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部改正

◎過疎地域自立促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部改正

◎議会委員会条例の一部改正
行政組織条例の一部改正に伴い、本条例の一部を左図のとおり改正しました。

総務厚生常任委員会所管事項	産業教育常任委員会所管事項
<ul style="list-style-type: none"> ・総務課 ・まちづくり推進課 ・財政課 ・税務課 ・町民児童課 ・保健福祉課 ・両総合支所 	<ul style="list-style-type: none"> ・農務課 ・水産林務課 ・建設水道課 ・教育委員会 ・農業委員会 ・両総合支所
上記に属する事項	上記に属する事項

諮問

◎人権擁護委員の推薦

任期満了に伴い、次の3名を推薦することについて議会としての意見を求められ、適任として答申しました。

北檜山区丹羽32番地5

本田 孝行さん

北檜山区北檜山131番地12

東間 美次さん

北檜山区若松432番地2

本間 久代さん

その他

◎建物及び土地の無償貸付について

現在、有限会社ビー・ビーファクトリーに無償貸付している町有建物等について、平成28年3月31日をもって契約満了となることから、引き続き無償貸付するため、必要となる議決をしました。

◎檜山管内行政不服審査委員会の共同設置について

行政不服審査法第81条第1項の規定による地方自治法に

より、その権限に属させられた事項を共同で処理するため、檜山管内行政不服審査委員会を設置することから、必要となる議決をしました。

◎檜山広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部を変更する規約の協議について

檜山広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について、必要となる議決をしました。

◎過疎地域自立促進市町村計画の策定について

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、せたな町過疎地域自立促進市町村計画を策定するにあたり、必要となる議決をしました。

◎権利の放棄

(水道使用料・病院使用料)
債権者が死亡・居所不明となつているため、債務の履行が見込めないことから、権利を放棄しました。

◎指定管理者の指定

管理及び運営を、効果的かつ効率的に行わせるため、次の5施設について指定管理者を指定しました。

一、せたな町障害者グループホームのぞみ

・指定管理者となる団体の名称及び所在地
有限会社松神建設

・指定の期間
大成区都463番地1
平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

二、瀬棚高齢者グループホームあさなぎ

・指定管理者となる団体の名称及び所在地
有限会社ケアステーション
せたな
瀬棚区本町456番地

・指定の期間
平成28年4月1日から
平成31年3月31日まで

三、せたな町営牧場

・指定管理者となる団体の名称及び所在地
新函館農業協同組合
北斗市本町1丁目1番21号
・指定の期間

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

四、温泉ホテルきたひやま

・指定管理者となる団体の名称及び所在地
株式会社北檜山観光振興公社
北檜山区徳島4番地16
・指定の期間
平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

五、国民宿舎「あわび山荘」

・指定管理者となる団体の名称及び所在地
一般財団法人貝取瀬温泉公社
大成区貝取瀬388番地
・指定の期間
平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで



平成27年度補正予算

会計名		今回補正額	補正後の予算額
一般会計(第12号)		1億7198万2千円	98億398万1千円
一般会計(第13号)		209万8千円	98億607万9千円
特別会計	国民健康保険事業	△1億2183万7千円	18億206万1千円
	後期高齢者医療	△19万円	1億3305万5千円
	介護保険事業	△2141万円	10億3955万8千円
	介護サービス事業	32万3千円	4258万6千円
	簡易水道事業	△430万7千円	6億493万3千円
	営農用水道等事業	14万5千円	3652万5千円
	公共下水道事業	△4237万4千円	6億8409万3千円
	漁業集落排水事業	△15万円	688万2千円
	風力発電事業	△73万円	5342万6千円
病院事業会計(収益的収入及び支出)		2244万7千円	13億1916万7千円
病院事業会計(資本的収入及び支出)		627万円	9263万2千円

補正の主な内容

- ◎一般会計補正予算(第12号)
 - 情報セキュリティ強化に伴う既存ネットワークの改修及び構築、年金生活者等支援臨時福祉給付費、瀬棚区西大里地区風力発電事業施設建設による立木補償費、米乾燥調整貯蔵施設増強補助金、人事院勧告による給与費の追加等です。
- ◎一般会計補正予算(第13号)
 - 追加提案**
議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正による議員報酬の追加、檜山広域行政組合消防費負担金(人事院勧告による給与の追加)の追加等です。
- ◎国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
 - 一般被保険者療養費国庫補助金等精算返還金等です。
- ◎後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
 - 電算検査システム保守管理業務委託費の精査、後期高齢者医療広域連合納付金確定による減額等です。
- ◎介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
 - 人件費の精査による減額、緊急通報サービス履行業務の追加等です。
- ◎介護保険事業特別会計補正予算(第5号)
 - 追加提案**
予算に増減はなく、配食サービス事業に係る財源を入浴サービス業務から振り替えたものです。
- ◎介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)
 - 介護職員処遇改善交付金、人件費の精査等です。
- ◎簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)
 - 北檜山区徳島ポンプ場取水流量計取替工事の追加、工事費の精査等による減額です。
- ◎営農用水道等事業特別会計補正予算(第2号)
 - 各施設の維持管理経費や施設整備事業費精査のほか基金への積立金の追加等です。
- ◎公共下水道事業特別会計補正予算(第6号)
 - 人件費精査による減額、施設の維持管理費、下水道整備費の追加等です。
- ◎漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
 - 施設の維持管理費の精査による。
- ◎風力発電事業特別会計補正予算(第1号)
 - 施設の維持管理費の精査による減額です。
- ◎病院事業会計補正予算(第4号)
 - ・収益的収入及び支出
・国保病院、両診療所の人件費の精査です。
・資本的収入及び支出
・大成診療所外構工事、車庫新築工事の完了に伴う工事費の精査です。



議会ホームページをご覧ください!!

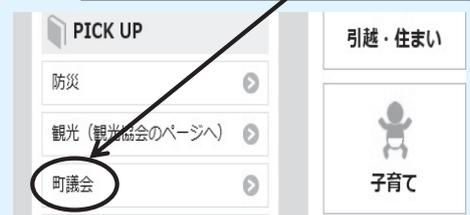
議会中継や議会の日程、会議録等を随時更新し、最新の議会情報をお知らせしています。

議会ホームページは、下記アドレスを直接入力し、せたな町ホームページから議会のページへ移動するか、せたな町議会で検索していただくことで、ご覧になれます。

<http://www.town.setana.lg.jp/>



町ホームページ左側のPICK UPから町議会をクリック!



一般質問



4人の議員から一般質問があり、町長・教育長の考えを問いました。

福祉用具購入・住宅改修受領委任払は

榎田道廣 議員

額立て替えが無理で諦める方もいます。

そこで、この制度を見直し、利用者は最初から1割、残り9割を町が事業者に直接支払う受領委任払い制度に改めるべきだと思います。

現在檜山で実施している町はありませんが、全道、全国で多くの自治体の実施しています。

これは大切なサービスだと思いますが、町長の考えをお聞きします。

利用者の利便性を考慮し実施したい

答弁 町長

介護制度は介護や日常生活の支援が必要となった時に介護認定を受け、1割または2割の利用料でいろいろなサービスが受けられる制度です。

ポータブルトイレなどの福祉用具購入費、手すりの設置

などの住宅改修費は、みなし規定がないため償還払いによる支給をしています。

福祉用具購入費については、購入費用が1年度に10万円以内、住宅改修費は改修費用が1家屋20万円以内と対象経費に上限があり、越えた分は利用者の自己負担となっています。お尋ねの受領委任払いについては、利用者の利便性を考慮して実施をしたいと考えます。

なお、具体的にはせきたな町にあつた方法を町内の事業者と検討し、要綱などを整備します。

再質問

高齢者の中には生活保護者等も当然います。こういう方々がこの制度を利用しようとする場合、社会福祉事務所に申請を出さなければならず、9割戻ってきたお金はまた社会福祉事務所に返金をしなければなりません。

ところが戻ってきたお金を生活保護費の一部として月々の保護費から差し引いた金額

を支給されることがあるのですが、段々と認知症などが進んできた場合に、どのお金なのか分からなくなる方もいると聞いています。

そういう意味で、生活保護者の方々にも手厚い政策をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

一層利用しやすくなる

再答弁 町長

受領委任払いを実施することになると、生活保護受給者については、事前に北海道へ介護補助申請をすることに変更ありませんが、返還する手間が無くなり、一層利用しやすくなると思います。

太田神社の観光地としての捉え方は

質問

いよいよ北海道新幹線が開業となり、道南地域にとっては多くの交流人口が期待されており、当町においては観光名所として瀬棚区の三本杉岩

北檜山区の浮島公園、大成区
の太田神社を有し、せたな町
の三大パワースポットとして
観光誘致を図っています。

その中でも太田神社は北海
道最古の山岳霊場であり、多
くのマスコミが日本一険しい
神社としてテレビや雑誌を通
じ全国で紹介しています。

せたな観光協会でも、昨年
から温泉ホテルきたひやま、
あわび山荘に宿泊したお客様
を限定に日本海夕日ツアーや、
太田神社参拝ツアーを企画し、
大きな反響を得ています。

私は歴史的観点から古くに
建立された太田神社を観光資
源としての充実を図っていく
べきではないかと思えます。

檜山地域の古い歴史と文化
財を活かし、連携した観光を
構築するためにも太田神社を
どの様に捉え、位置付けてい
るのか町長並びに教育長の所
見を伺います。

地域の意向を尊重

答弁 町長

太田神社については、道南

五大霊場の一つとして創建5
70年を越え、北海道最古の
山岳霊場として多くのマスコ
ミなどで全国で紹介され、そ
の反響は非常に大きく、テレ
ビ番組の制作や全国各地から
の参拝者や問い合わせが寄せ
られています。

太田神社を管理している地
域としては、集落の人口が
年々減り、高齢者ばかりにな
ってきているが、元気なうち
は自分たちの手でこの神社を
できる限り守っていきたくい
う考えですので、町として
も地域の意向を十分尊重しな
がら、これまでと同様の関係
を維持したいと考えています。

答弁 教育長

太田神社は北海道最古の山
岳霊場としてテレビや雑誌な
どで全国で紹介され、休日に
は町外から多くの人が訪ねて
います。現在太田神社につい
ては文化財の指定はされてい
ません。指定を受けるために
は所有者または占有者が申請
し、それに基づきせたな町文
化財保護審議会に諮問し、同

審議会より答申を受け、せた
な町教育委員会として指定の
是非について判断をすること
になります。

なお文化財の指定を受けて
も施設の管理は今までどおり
所有者または占有者が行いま
すが、修理等については一部
町から補助を受けることがで
きます。

総合事業と生活支援サービス



江上 恭 司 議員

いずれにしても文化財
の指定を受けると、管理修理
面などある程度の制約を受
けることになります。



ります。」と今年の執行方針
で述べています。

長沼町、標津町などでは平
成27年度から始まっていて、
1年経過する中でいろいろな
問題が出ています。せたな町
では平成29年4月からの計画
になっていますが、準備期間
も1年になり、多様な担い手
によるサービスマン、NPO、民
間企業、ボランティアなどを
活用して、事業計画をどのよ
うなスケジュールで進めてい
くのか。

町長は「住み慣れた家や地
域で安心して暮らせる環境づ
くり、権利の擁護など相談・
支援体制の充実に努めてまい

また訪問介護、通所介護の

地域支援事業との選択制です
が、私たちの情報では国から
の補助金が減額される可能性
があり、専門的な介護サービ
スの低下が予想されます。

3年目からやるより、少し
でも早く計画を前倒ししてい
くなら国の補助金も違うこと
から、町長はどのように考え
ているのか伺います。

移行猶予期間を最大
限生かし予定どおり
移行する

答弁 町長

介護保険制度の改正により、
新しい介護予防、日常生活支
援総合事業に移行されます。

檜山管内4町では、予防給
付費の実績額が交付基準額を
超えていることから平成27年
3月から移行しましたが、当
町の場合、交付基準額を下
回っているため、平成29年度
の移行が有利なことから前倒
しせず、移行猶予期間を最大
限生かし予定どおり移行し
たいと考えています。

また、スムーズに移行する

ため、26年度に生活支援基盤整備事業、27年度には生活支援支え合い協議会などを立ち上げてきました。高齢者自身の生きがいづくり、有償ボランティアの存在、生活支援の養成、安心してボランティア活動ができる準備を進め、平成29年4月から実施します。

国、道の負担率が5%減額となりますが、専門的な介護サービスについてもサービスの低下にならないよう取り組んでいきます。

再質問

町長は下回っているから平成29年度からやった方が有利だと言いましたが、私はそう思っています。

今回の新事業の介護予防日常生活支援総合事業の利用者が市町村の窓口でのチェックリストで現行の訪問サービスか、多目的サービスの2つに分けられます。第2次総合計画では要支援者の数が平成27年まで200人以上になっています。今までの介護保険では、1〜2割負担だったもの

が、補助金が5%減額されることで本人負担が増えてきます。

また、地域包括支援センターの仕事も大幅に増えていきます。そもそも介護保険は寝たきりを少しでも遅らせるための要支援制度をつくっていますが、国、道の補助金が5%削られることを含めて、安心して今までと同じサービスを受けることができるか再度答弁を求めます。

地域の支え合いの体制を作り、効果的な支援をする

再答弁 町長

平成29年度がなぜ有利かは総合事業の上限額の計算シートで見ると、27年度に移行すると上限額が3616万円で、29年度に移行すると上限額は3706万円になり、当町としては29年度以降が有利と考えられます。

新しい総合支援事業に移行する目的は、市町村が要支援者へのサービスを効率的に行

い、社会保障費の伸びを抑えることです。

また、市町村が地域の実情に応じて、住民等の多様な参加でサービスを充実させ、地域の支え合いの体制を作ることで要支援者への効果的な支援が可能になります。

町も包括支援センターを中心にしっかりと対応しますが、町内会、ボランティア、社協など地域の支えがますます重要になります。

また、チェックリストへの対応、5%減額に対する財政支援のあり方、包括支援センターの体制についても、支援を受ける高齢者のマイナスにならないよう、しっかりと考えていきます。

食物アレルギーを 持っている児童・ 生徒の給食は

質問

教育長は「学校での給食指導、学校栄養教諭による食に関する指導や家庭への啓蒙・連携などを通して食に関する

正しい知識と望ましい食習慣の定着を図るとともに、地元食材を使用した給食の提供と食への感謝の気持ちを醸成する指導の充実に努める」と今年の教育行政執行方針で述べています。

食物アレルギーについては、平成25年に文部科学省監修で学校アレルギーに関するガイドラインを公益財団法人日本学校保健会が発行しました。せたな町では、30人ほどアレルギーを持った児童生徒がいて、中学校では1か月の献立表を見て本人が判断、小学校では、養護教諭と相談して判断していると聞いています。

檜山管内の、今金、上ノ国、江差、厚沢部、乙部の各町では別メニューで給食を出しているとのことでした。

施設や人員の問題がありませんが、食育の観点から見ても本人に沿った給食を作る必要があると思いますが、教育長の考えを伺います。

代替給食の提供が可能か今後検討する

答弁 教育長

当町の食物アレルギーの対象者は小学生19人、中学生11人の合計30人です。

対象者には、食物アレルギーの原因となる食材を除いて給食を提供しています。アレルギー症状については、発症しても弱い症状の児童生徒だけでなく、重い症状の人はおらず、対象となる食材は乳製品、鶏卵、魚卵、甲殻類などの多岐にわたっています。

学校長、PTAが委員になつている、せたな町学校給食センター運営委員会、また養護教諭等を委員とする学校現場給食担当者打ち合わせ会議を開催していますが、今のところ代替給食についての要望は上がっていません。

今後、学校長や養護教諭などから代替給食について意見の聴取をしていかなければならないと考えていることから、学校とも十分に相談します。

施設の改修や人員の関係もありますので、代替給食の提供が可能か今後検討していきます。

再質問

委員から要望が出ていないが、今後いろいろな問題を含めて検討していくとのことですが、平成20年に公益財団法人のガイドラインが出された後にも、全国で死亡事故が起きている中、平成26年3月26日に、文部科学省スポーツ青少年局長から各都道府県に通知が出されました。

その後、北海道は食物アレルギー対応の進め方の基本方針を作りました。道教委の進め方として、情報の提供、事故防止、緊急対策、これからの給食の4つのパターンになっています。

緊急対応策として、一般教員を含めた研修など、北海道アレルギー対応の進め方に基づいた体制を作り、強化して進めていくべきと思いますが、教育長に再度考えを伺います。

早急に各学校長と意見交換し取り進める

再答弁 教育長

北海道のマニュアルに従い、

町では平成27年7月に学校給食における食物アレルギー対策マニュアルの改訂版を各学校に配付し、緊急時の校内体制のもと、実情に応じた取り組みをするよう通知しています。

食物アレルギーは命が失われることが想定されることから、教職員の食物アレルギーへの認知度をもっと高める必要があると思います。

また、どの生徒がどの程度の症状で何が原因物質なのか、食物アレルギーの子供に対する資料に基づいて、職員会議を通じて情報の理解、共有を図っています。

校内研修は行っていませんが、アレルギー対策については命に関わる問題、たということ、私たちも重要なことだと思っています。

栄養教諭もいますので、学校への指導も含めて教職員がどのように研修できるか、早急に各学校長と意見交換をし取り進めていきます。

第2次せたな町総合計画策定は

大野 一 男 議員



質問

町は、平成30年度から39年度までの10年間の計画期間とする第2次せたな町総合計画の策定に取り組むとしています。

第2次総合計画の策定に際し、これを絶好の機会と捉え、より多くの町民・職員の参画のもと、合併10年間の検証を行い計画策定に反映させていくこと、また第1次総合計画の精査、検証も行い、事務事業の見直し立案に役立て反映させていかなければならないと考えます。

地方創生・総合戦略策定に鑑み、様々な方策が求められています。

当町も3月に、せたな町人

ロビジョン(案)・創生総合戦略(案)を示しています。地方創生が求めている理念は決して一過性のものではなく、恒久的課題として取り組んでいかなければならない命題と考えます。

第2次総合計画にこれらの施策をしっかりと落とし込み、その整合性を図り実効性を担保しつつ、この理念を踏襲していくことが必要と考えます。

町長の所見を伺います。

施策の整合性・実効性担保できるような策定作業を進める

答弁 町長

現行のせたな町総合計画の検証は計画に掲げられた16本の施策ごとに達成状況を評価し総合計画審議会などに報告するとともに、新たな総合計画策定に反映させていきます。

合併10年間の検証ですが、せたな町合併10周年の記念と10年の歩みを作成し、人口や財政状況の推移などを総合計画の基本目標ごとに10年前と現在の比較をグラフや写真を多用し、より分かりやすくまとめました。

せたな町人口ビジョンは2040年を展望するものであり、新たな総合計画の基本構想の目標人口になるものです。また、総合戦略に掲げた主な施策は新たな総合計画にも掲載していきます。

今般策定した総合戦略は、実現すべき成果に関する数値目標を設定するとともに、政策分野を構成する各施策について、効果を客観的に検証できる指標として、KPIという重要業績評価指標を44本設定しています。

この手法を新たな総合計画に取り込み、計画・実行・評価・改善といった推進管理を毎年しっかりと行っていくことになると考えており、人口ビジョンと総合戦略は、新たな総合計画の先導的役割を担

っており、施策の整合性を図り、実効性を担保できるような計画の策定作業にあたっていきます。

再質問

今回の第2次総合計画策定は国・地方を挙げて総合戦略・人口ビジョンにどう取り組むかが背景にあります。

この度の機構改革で、新設課のまちづくり推進課が所管することになり、相当の分量の仕事を取り扱うことになると考えます。よって、事務体制の強化を図るとともに各課を挙げてしっかりとした事務連携体制を整え対応していただきたいと思います。

合併10周年の検証ですが、地域に向いて住民の生の声を聴く機会を設けていただきたいと思います。当然、検証・反省・評価ということに繋がっていくと思います。そうなりますと必ずしも耳ざわりのいい話ばかりではないと思いますが、謙虚に懇談を深め、もう一度初心に戻って総合計画策定に落とし込む作業

をやっていたきたいと思います。

町民の皆さんが参画できる仕組みを考えていただきたいと思えます。

意見を踏まえ取り組みでいく

再答弁 町長

新たな総合計画策定にあたり、いくつかのポイントを示していただきました。

考え方はそのとおりです。策定作業は平成28年・29年の作業となります。

意見を踏まえて、これからもしっかりと取り組みます。

ふるさと教育推進への取り組みは

質問

町の将来を担う子供たちが、ふるさとせたな町の豊かな自然・伝統・歴史・文化等を学習し、ふるさとに対する理解を深め、地域の人々との触れ合いや地域に出かけて行う自然・社会・職場体験をおし

て、身近なふるさとの素晴らしさを体験学習し、ふるさとに対する愛着や誇りを育むとともに、ふるさとの今を知り地域課題に正対することで、ふるさとの将来に対して一人一人がせたな町の将来を担うことを考えるきっかけとなることが期待されます。

せたな町教育推進計画には、ふるさとへの愛着や誇りを育み、地域社会の一員としてまちづくりに関わりふるさとに生きる自覚を涵養する取り組みを推進するとあります。

ふるさと教育をとおして町の将来を担う人材の育成につなげていくことも大事ではないかと考えます。

小中学校はもちろん、檜山北高との連携も視野に入れ教育も念頭にふるさと教育の推進への取り組みについて教育長の所見を伺います。

各地域の特色生かし取り組まれている

答弁 教育長

せたな町教育推進計画では、

ふるさと教育の充実を掲げて町内各小学校長が策定委員となりまとめたものです。

よって、各学校で編成されている教育課程にもふるさと教育が位置づけられ、それぞれの地域の特色を生かし取り組みがなされています。

久遠小学校ではイカ釣り体験など、瀬棚小学校では水に賢い子どもを育むプログラムを実施し、北檜山小学校では地域の人の繋がりを深めようをテーマに、特老での老人との触れ合いなどを行い、各中学校では、商店や企業での職場体験を行っています。平成27年度から小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業を檜山北高・北檜山中学校・北檜山小学校の3校が研究指定校として連携し、ふるさと教育の調査研究に取り組んでいます。

食育教育との関わりでは、自分たちが育てた農産物、地の魚介類や肉類など地域の食材を活用した調理実習が行われています。

今後も地元食材を使った給

食の提供、学校における学びをおしてふるさとを大切に思う心の育成などふるさと教育を推進していきます。

再質問

20年前から学校現場では総合学習が設けられ50時間から70時間が教科として充てられてきました。

教育長の答弁にもありましたが、この時間を活用し積極的に取り組んでいる実態があり、相当評価できるものだと思います。

久遠小学校のイカスタイムによるメバルの放流事業、羊の毛刈り体験、ふるさとの食材を使った恵方巻き調理実習や海の子図画作品では最優秀賞などを受賞、海で育った子供たちの感性を垣間見ることができました。

瀬棚小学校のサクラマスの自然観察、海藻の押し葉作成、大成中学校ではツブかご漁体験、バカ貝のスパゲッティ調理実習、大成地区マリニビジョン事業によるするめの塩辛作りなど地域の農業・漁

業・商工業の方々、支所の関係職員など様々な形でふるさと教育を支援している実態があります。

教育委員会としても、この辺をしっかりと把握し、予算支援の部分でより推進できる方策を体系的につくっていただきたいと考えます。

各学校の取り組みを取りまとめ、内容を把握する

再答弁 教育長

ふるさと教育については各学校の総合学習の時間で行っているのが原則です。

各学校でいろいろな事例を年度別に統計を立て、資料を保存していると思いますので、教育委員会として過去5年間を取りまとめ体系立てて、どのような取り組みを行っているか把握したいと思います。地域の人材の活用については、社会教育事業の中で地域支援事業があり、そちらに地域の方々の登録し各学校でこのようなことをやりたい時は派遣できる名簿の中で該当す

る方がいたら教育委員会は社会教育を通じて学校に派遣する形をとっています。そちらについては、町の予算で対応したいと考えています。

体験学習は地域支援事業に組み込んでおり、学校との連携は十分に図られていると思っております。

介護人材確保の方策は

質問

国は平成24年度の介護職員処遇改善加算創設以来、その処遇の改善を図ろうとしてきましたが、実態はなかなか改善の方向に進んでいないのではないのでしょうか。

町は創生総合戦略において介護人材の確保と介護サービスの質の向上を図るため、介護サービス事業所での就労を希望する人が事業所で働きたがら介護研修を受けて技術を習得するとともに、資格取得後の就労定着を促進するとの施策を示しています。

そこでさらにもう一步踏み込んで、介護職員の処遇改善

加算などによる介護職員・従事者の人材確保を町独自で検討してみることを考えてはいかがでしょうか。

せたな町にとって地域包括ケアシステムを支える介護サービスを確保していくためにも介護職員・従事者の人材確保は必要であるとともに、町内の仕事場として就労先を確保していくことにも繋がっていくと考えます。

町長の所見を伺います。

介護職員定着・人材育成に努める

答弁 町長

平成24年度の介護報酬改定において、介護職員の処遇改善を図るため環境整備と賃金改善に充てることを目的として介護職員処遇改善加算が制度化され、平成27年度の介護報酬改定において加算額が拡大され、町内の事業所でも制度を活用しています。

介護職員の給料の改善は進んでいると考えます。介護職員の資格や経験、能力を適切

に反映し必要な職員の充足に資する給与水準が確保されるべきと考えます。

今後とも、事業所が地域において質の高いサービスを安定的に提供できるよう、介護職員初任者研修等の資格を取得しやすい環境を整え、介護職員定着に努めます。

北海道に対しても、介護職員の労働環境や処遇改善などを要望していくとともに、北海道が実施している資質向上・労働環境・処遇改善等の確保対策を推進するための地域医療介護総合確保基金による介護従事者の確保に関する事業を積極的に活用するよう町内の事業所に働きかけていきたいと考えています。

また、町内の事業者、檜山北高校とも連携し介護の仕事に関心を持てるように講習会や職場体験等を実施し、若い介護人材の育成に努めます。

再質問

町内の介護サービス事業所の従業員は約100人が勤務されています。

介護に従事する就労先は地域にとっても、非常に大きな仕事を求める上で大切な場所ではないかという視点で介護の処遇改善を見ると、やはり創生事業の中で資格を取る支援、実額支給等を検討し合わせ技一本で町の支援体制をもっと強化していただきたいと考えます。

現場では、施設従事者等の充足率はほぼ満たされているが、入れ替わりが多いことや若い人の定着が進まないことが心配だと聞きました。若い人が町内の職場としてしっかりと就労できる体制づくりを町も進めていくことは、いろいろプラス要因があると思います。

人口ビジョン、創生事業の中で仕事場を作るなどからしても、大事な施策と考えます。現段階では町が処遇改善加算的な事業をする状況にはない

再答弁 町長

町内の介護事業所の現状で

すが、勤務している介護職員・介護事業者は約160人です。ここ2年間の平均離職者数は16人で、の中には町内の他の事業所や同法人が展開する事業所間の異動も含まれます。

よつて、実際の離職者はわずかであると想定しています。

町内の離職率は全道に比べてもかなり低い状況にありますが、退職者が出た場合、すぐに職員が見つからないことはあります。介護職員の不足感はあるものの、現状では充

子育て支援対策の拡充は

平澤 等 議員



質問

せたな町の子育て支援対策は、檜山管内でも先駆けとなり諸対策を実施してきました。

足されている状況にあり、現段階では町が処遇改善加算的な事業をする状況にはないと判断します。ただ、北海道が実施する地域医療介護総合

確保基金による介護従事者の確保に関する事業を町内の事業所は利用していません。事業内容は、介護従事者の定着支援・職場の魅力アップ・キャリアアップ研修などがあり、これにぜひ取り組んで職場の環境改善に努めていただきたいと考えます。

近年は近隣町においても同程度の支援をしています。

少子化傾向は全国的に大きな問題として提起されており、本町においても例外ではなく少子化が加速し出生者数は昨年で31人、現年度は28人と非常に由々しき状態と報告されています。

少子化の要因は多岐にわた

ると考えられますが、安心して子供を産み育てられる環境整備が重要です。

本町独自の施策が急務と考
え次の5点について伺います。

- 一 子宝に恵まれない夫婦の不妊治療費の助成対策は
- 二 妊産婦の母子手帳交付時から出産に至るまでの医療費対策は
- 三 保育所・幼稚園の保育料の無償化実施時期を早期に
- 四 学童保育料の無償化対策は
- 五 小学校児童、中学生生徒に対する給食費の無償化対策は

子育て環境の充実に努める

答弁 町長

少子化傾向は全国的な大きな問題であり、せたな町においても少子化対策は喫緊の重要課題であることから、対策としてこれまで保育料の大幅引き下げや子供の医療費助成を拡大し、子育て世代の負担軽減を図ってきました。

小学校就学前の施策として3区に保育所を開設し、子育て

て家庭の育児不安に対する相談・指導を行う子育て支援センターの設置や学童保育所の運営を行い子育て環境の充実に努めています。

国の子ども・子育て支援制度の実施に伴い、せたな町子ども・子育て支援事業計画に沿って支援対策を充実させていきます。

一・二 不妊治療及び妊産婦の医療費支援については、前向きに実施するよう検討します。

三・四 保育料の無償化については、近隣町での実例は承知していますが、家庭内で保育を行う方との均衡を図る上でも一定の保育料は必要と考え、無償化は考えていません。

一方、国では幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みを平成28年度から始める予定と伺っていますので、今後推移を見守りながら対応を考えます。

答弁 教育長

三 幼稚園保育料については、平成26年度に月額6500円

から5500円に引き下げ、国の基準より低い保育料とし、保護者の負担軽減を図っています。

国では無償化に向けて、段階的に保育料の負担軽減を実施していますので、幼稚園保育料の無償化は国の動向を見極め対応します。

五 児童・生徒の給食費については、現在小学生が月額3700円、中学生が4520円、平成27年度から同一世帯の就学数により、第2子半額、第3子から無償としています。

給食費の完全無償化については、さらに2100万円の財源が必要となり給食費は保護者負担も大きいので、子育て支援の一環として無償化実施に向けて、早期検討します。

再質問

一・二 北海道内179市町村中、既に81の市町村が不妊治療の助成を実施しています。

隣町の今金町は平成28年度に不妊治療費助成予算を計上しています。

せたな町においても、遅れ

ることなく早期に対応すべきと考えます。

三・四・五 平成27年度から5カ年計画の「せたな町創生総合戦略」や平成28年度町政執行方針の中にも「日本一子育てしやすい町」を掲げて戦略的に事業展開するとあるが、子育て支援は鈍足です。

上ノ国町では平成26年10月から保育料及び給食費の無償化を実施しています。

保育料合計で2070万円、給食費で4564万円の財源は要しますが、将来のせたな町を担ってくれる子供達への無償支援対策は急務であり、最重要施策と考えます。

環境の充実、優秀な人員の配置・確保等を積極的に進める

再答弁 町長

一・二 不妊治療施策については、北海道が実施する北海道特定不妊治療費助成事業が今年4月から施行されます。

せたな町として、道の助成事業で賄えない部分に独自の

支援を上乗せして実施することを前向きに検討します。

三・四 保育所、幼稚園の保育料の無償化など子育て世帯に対する各種財政支援も確かに重要な施策ですが、同時に児童施設や学校施設、議会に提案している町民プール等の社会教育施設、乳幼児や児童生徒を健全に育むための環境の充実と優秀な人員の配置や人材の確保等を積極的に進めることが最重要と考えます。

総合的な子育て支援対策を講じること、「日本一」子育てしやすい環境のまちづくりを進めます。
五 給食費の無償化については、教育長の答弁のとおり実施に向けて検討します。

委員会レポート

総務厚生常任委員会

第1回

一、調査年月日

平成28年2月22日

二、調査項目

(1)総務課所管

・ 人事院勧告に伴う給与改定等について

・ 檜山管内行政不服審査委員会の共同設置について

・ 檜山広域行政組合規約の一部を改正する規約について

(2)財政課所管

・ 平成27年度せたな町各基金の状況について

・ 平成28年度地方交付税について

(3)税務課所管

・ せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

(4)町民児童課所管

・ せたな町防犯灯LED化事業について

(5)保健福祉課所管

・ 低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金について

・ せたな町障害者グループホーム条例の一部を改正する条例について

・ せたな町高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例について

・ 指定管理者の指定について

・ せたな町障害者グループ

ホームのぞみ)
・ 指定管理者の指定について
(瀬棚高齢者グループホームあさなぎ)

・ せたな町介護サービス事業条例等の一部を改正する条例について

・ 瀬棚総合支所地域町民課所管

・ せたな町生活館条例の一部を改正する条例について

・ 国保病院所管

・ 権利の放棄について

三、調査結果

(1)総務課所管
給与勧告の骨子や期末勤勉手当の支給割合等について、行政不服審査法の改正の概要、檜山広域行政組合の共同処理する事務に地方創生等広域連携事業が追加された件について調査しました。

(2)財政課所管
平成27年度せたな町各基金の状況や今後の積立等の予定、平成28年度地方交付税の算定方法の改正や推計について調査しました。

(3)税務課所管
平成28年税制改正大綱の閣議決定による、国民健康保険

施行令の改正に伴う全国一斉改正の概要について調査しました。

(4)町民児童課所管
防犯灯の設置数や箇所、輝度等について調査しました。

(5)保健福祉課所管
低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の趣旨や概要、条例改正の経緯や概要、せたな町障害者グループホームのぞみ、瀬棚高齢者グループホームあさなぎの指定管理者の概要について調査しました。

(6)瀬棚総合支所地域町民課所管
条例改正の経緯や概要等について調査しました。

(7)国保病院所管
放棄する債権について、経緯や詳細について調査しました。

た。

た。

た。

た。

た。

た。

産業教育常任委員会

第1回

一、調査年月日

平成28年1月12日

二、調査項目

(1)産業振興課所管

・ 温泉ホテルきたひやまの運

二、調査項目

- ・水産資源等調査業務について
- (2)大成総合支所産業建設課所管
 - ・国民宿舎あわび山荘の経営状況について

(3)教育委員会所管

- ・旧瀬棚商業高等学校の再利用について
- ・せたな町立「認定こども園」について

三、調査結果

(1)産業振興課所管

- ・温泉ホテルきたひやまの平成27年度の経営状況、収支決算見込みについて、水産資源等調査業務の概要について調査しました。

(2)大成総合支所産業建設課所管

- ・国民宿舎あわび山荘の平成27年度の経営状況、収支決算見込みについて調査しました。

(3)教育委員会所管

- ・旧瀬棚商業高等学校の再利用、認定こども園の開設に係る経緯について調査し、旧瀬棚商業高等学校の跡地利用について継続調査としました。

第2回

一、調査年月日

平成28年2月18日

二、調査項目

(1)産業振興課所管

- ・指定管理者の指定について（せたな町営牧場）
- ・指定管理者の指定について（温泉ホテルきたひやま）

(2)大成総合支所産業建設課所管

- ・平成27年度ナマコ事業について
- ・指定管理者の指定について（国民宿舎あわび山荘）

(3)瀬棚総合支所産業建設課所管

- ・建物及び土地の無償貸付について

(4)建設水道課所管

- ・橋梁点検（近接目視点検）について
- ・せたな町営農用水道等給水条例の一部を改正する条例について

- ・権利の放棄について（水道使用料）

(5)教育委員会所管

- ・せたな町民プールについて
- ・旧瀬棚商業高等学校の再利用について
- ・せたな町体育施設条例の一部を改正する条例について

北檜山中学校柔剣道場非構造部材耐震工事について

- ・調査し、委員会としては否決

三、調査結果

(1)産業振興課所管

- ・町営牧場、温泉ホテルきたひやまの指定管理者の概要について調査しました。

(2)大成総合支所産業建設課所管

- ・平成27年度ナマコ事業の概要、今後の事業展開等について、国民宿舎あわび山荘の指定管理者の概要について調査しました。

(3)瀬棚総合支所産業建設課所管

- ・無償貸付についての概要や貸付相手方の経営状況等について調査しました。

(4)建設水道課所管

- ・橋梁の近接目視点検が必要となった経緯や点検の概要、簡易水道条例改正の概要、放棄する債権について、経緯や詳細について調査しました。

- ・町民プールについて調査し、継続調査となりました。
- ・旧瀬棚商業高等学校の再利用について、瀬棚区地域協議会、せたな町社会教育委員の会、文化財保護審議会を経て提出された再利用案について調査し、委員会としては否決

(5)教育委員会所管

- ・旧瀬棚商業高等学校の再利用について、瀬棚区地域協議会、せたな町社会教育委員の会、文化財保護審議会を経て提出された再利用案について調査し、委員会としては否決

北檜山中学校柔剣道場非構造部材耐震工事について

- ・調査し、委員会としては否決

議会広報発行常任委員会

第1回

一、調査年月日

平成28年1月27日

二、調査項目

- ・議会だより43号のゲラ編集について



◆第1回◆

1月22日開会

◎専決処分の承認

- ・せたな町税条例等の一部を改正する条例について

地方税分野における個人番号及び法人番号の利用について改正され、これを受けて地方税法施行規則の一部を改正する省令が施行されたことに伴い改正条例の一部を改正しました。

- ◎一般会計補正予算(第11号) 7135万5千円を増額し、

予算額は96億3199万9千円となりました。

- ・補正の内容は、ふるさと応援寄附金に対してのふるさと納税報償費や各基金への積み立て、水産資源等調査業務、全道全国大会参加奨励補助金等です。

◎乳幼児等医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例について

通院に係る医療費支給の対象範囲を高校生まで拡大、乳幼児等を子どもに改めるため、条例の一部を改正しました。

◆第2回◆

3月22日開会

◎一般会計補正予算(第14号)

- 6155万4千円を増額し、予算額は98億6763万3千円となりました。

補正の内容は、ロジテックの電力小売り事業からの撤退に伴う北海道電力への契約変更による光熱水費の増額、地方創生加速化交付金事業費の増額、米乾燥貯蔵施設増強事業補助金の精査による減額です。

議会の動き

◆ 1 月 ◆

- 7日 第1回全員協議会
- 12日 第1回産業教育常任委員会
- 14日 第1回正副議長・委員長協議会
- 19日 檜山議長会定例会（江差町）
- 20日 渡島檜山町村議会議長研修会（北斗市）
21日まで
- 22日 第2回全員協議会
第1回臨時会
- 27日 第1回議会広報発行常任委員会
- 29日 第2回正副議長・委員長協議会

◆ 2 月 ◆

- 4日 管内議員研修会（江差町）
- 10日 第1回北海道市町村職員等退職手当組合
議会定例会（札幌市）11日まで
- 15日 第3回全員協議会
- 18日 第2回産業教育常任委員会
- 22日 第1回総務厚生常任委員会
第3回正副議長・委員長協議会
- 23日 第1回北部松山衛生センター組合議会定
例会（今金町）
- 29日 第1回議会運営委員会
檜山議長会臨時会（せたな町）

◆ 3 月 ◆

- 2日 第1回議会定例会（初日）
予算審査特別委員会（初日）
第4回全員協議会
- 9日 第1回議会定例会（2日目）
- 10日 予算審査特別委員会（2日目）
第2回議会運営委員会
- 11日 予算審査特別委員会（3日目）
第3回議会運営委員会
第1回定例会（3日目）
- 14日 予算審査特別委員会（4日目）
第1回議会定例会（4日目）
- 22日 第2回臨時会
- 23日 第1回檜山広域行政組合議会定例会（江差町）

檜山管内議員研修会

2月4日、江差町の「江差町文化会館小ホール」において、檜山管内の議員研修会が行われ、せたな町から9人の議員が参加しました。

ジャーナリストの日本食文化振興協会会長 雲田康夫氏から「豆腐バカ 世界に挑む」、北海道水産林務部技術技監の寺井 稔氏から「檜山管内における漁業及び林業産業の現状と今後の展開方向について」と題して講演がありました。



事務局から のお願い

議会議長宛の
案内・請願・
陳情等は、
議会事務局へ
提出願います。

編集後記

春は別れと出会いの季節です。

学校では卒業式と入学式、職場では新入社員の入社、そして季節は寒い冬と別れ緑まぶしい春を迎えました。

畑や田んぼの雪も例年よりも早く解け、農家の方々も育苗作業が忙しいことと思えます。

また、今年は浜もヤリイカ漁で久しぶりに活気に満ち、漁師にも笑顔が戻りました。

議会も3月2日から始まった定例会で8本の一般質問や、28年度の一般会計、特別会計予算を可決成立させることができ、新しい年度をスタートさせることができました。

これからも12人の議員全員が協力し合い、皆様の想いに応える努力をしていかなければと思っていますので宜しくお願いします。

（梶田）

議会広報発行常任委員会

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 大湯 郷 |
| 副委員長 | 石原 広 |
| 委員 | 本多 和浩 |
| 委員 | 梶野 主税 |